

鳥取県告示第608号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
杏薬局	倉吉市上井町一丁目137	平成23年9月30日
みどり薬局	倉吉市東昭和町33-1	〃
医療法人よろず医院	鳥取市美萩野一丁目118-4	平成23年10月1日